

行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

概要版

令和4年3月

行田市

目 次

1	計画の基本的事項	1
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画対象地域	1
1-3	計画期間	1
2	ごみ処理の現状及び課題	2
2-1	収集及び運搬の現状	2
2-2	ごみ処理体制	3
2-3	ごみ処理の実績	4
(1)	年間排出量の推移	4
(2)	一人1日当たりの排出量	4
2-4	ごみ減量化及び資源化の状況	5
2-5	中間処理施設及び最終処分施設の概要	6
2-6	ごみ処理の課題	7
(1)	ごみの減量化及び資源化	7
(2)	収集及び運搬	7
(3)	中間処理及び最終処分	7
(4)	廃棄物処理の費用負担	7
(5)	その他の課題	7
2-7	ごみ処理の方向性	8
(1)	ごみ処理の広域化	8
(2)	ごみの減量と4R活動の普及促進	8
(3)	プラスチック類の資源化	8
(4)	剪定枝の資源化	8
3	計画の基本方針	9
3-1	基本理念及び基本方針	9
3-2	減量目標	10
3-3	将来のごみ処理体制	11
4	施策	12
4-1	施策の体系	12
4-2	排出抑制及び資源化計画	13
(1)	排出抑制	13
(2)	資源化	14
4-3	収集及び運搬計画	15
4-4	中間処理及び最終処分計画	16
(1)	中間処理施設	16
(2)	最終処分計画	17

1 計画の基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

行田市（以下「本市」という。）では、これまで廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や国・県の計画などを踏まえた「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本市から発生する一般廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいます。

近年では、地球温暖化による気候変動に起因した災害の発生などにより、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、社会・経済情勢も大きな変革時期を迎えています。

こうした情勢の変化や、現在進めている新ごみ処理施設の整備において本市と羽生市によるごみ処理広域化に向けた基本合意を締結したことを踏まえ、新たな枠組みでのごみ処理の方向性を示すため、令和3年3月策定の「ごみ処理基本構想」との整合を図りつつ、本計画を策定するものです。

1-2 計画対象地域

本計画の対象地域は本市全域とします。

1-3 計画期間

本計画は、令和2年度（2020年度）を基準年度とし、令和4年度（2022年度）を計画初年度、令和18年度（2036年度）を目標年度とした15年間を計画期間とします。

なお、本計画の策定に係る諸条件などに大きな変更などがあった場合には見直しを行います。

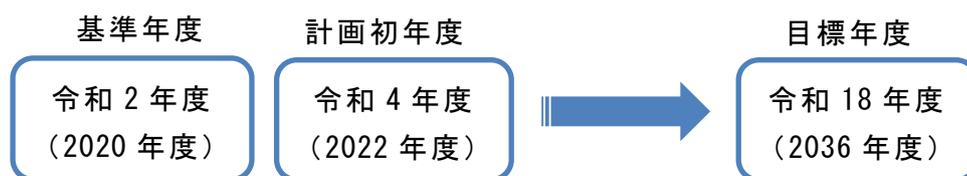


図 1-1 計画期間

2 ごみ処理の現状及び課題

2-1 収集及び運搬の現状

本市の家庭ごみの分別区分、集積所への排出方法及び収集回数を表 2-1 に示します。

表 2-1 分別・排出などの状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

分別区分		排出方法	収集回数	
			市街地	市街地以外
燃やせるごみ (剪定枝を含む。)		紙袋（剪定枝は束ねる） 集積所 1,394 ヲ所	4 回/週	3 回/週
燃やせないごみ (ペットボトル・プラスチック製容器包装を含む。)		ビニール袋 集積所 1,305 ヲ所	2 回/週	
粗大ごみ (小型家電を含む。)		布団、じゅうたんなどは縛る 集積所 211 ヲ所 (有害ごみと共用 206 ヲ所、 粗大ごみのみ 5 ヲ所)	1 回/月	
有害ごみ	蛍光管・電球・ 乾電池など	ビニール袋 集積所 213 ヲ所 (粗大ごみと共用 206 ヲ所、 有害ごみのみ 7 ヲ所)	1 回/月	
資源物	缶類・ビン類	決められたコンテナ 集積所 231 ヲ所 (紙類・布類と共用 225 ヲ所、 缶類・ビンのみ 6 ヲ所)	2 回/月	
	紙類・布類	紙類は束ねる、布類はビニール袋 集積所 232 ヲ所 (缶類・ビンと共用 225 ヲ所、 紙類・布類のみ 7 ヲ所)	1 回/月	
	廃食用油	環境課及び行田市粗大ごみ処理場	随時直接搬入	

2-2 ごみ処理体制

本市のごみ処理体制を図 2-1 に示します。

① 燃やせるごみ

本市から排出される燃やせるごみは、本市と鴻巣市（吹上地域分）で構成する彩北広域清掃組合（以下、組合という。）の小針クリーンセンター（処理能力 204 t / 日）において、共同処理（焼却処理）を行っています。

また、焼却処理に伴って発生する焼却灰は、埼玉県清掃行政研究協議会と民間処理業者との協定に基づき、セメント原料として資源化しています。

② 燃やせないごみ及び粗大ごみ

燃やせないごみ及び粗大ごみは、行田市粗大ごみ処理場において破碎・選別処理を行い、選別後の不燃残さは埼玉県環境整備センターで埋立処分しています。また、緊急時には行田市長善沼最終処分場で埋立処分します。

なお、選別後の可燃残さは、小針クリーンセンターにおいて焼却処理しています。

③ 有害ごみ

有害ごみは、行田市粗大ごみ処理場において選別し、選別後は民間処理業者に処理を委託し、資源化しています。

④ 資源物

資源物として回収した缶類・ビン類・紙類・布類などは、民間処理業者で処理し、資源化しています。

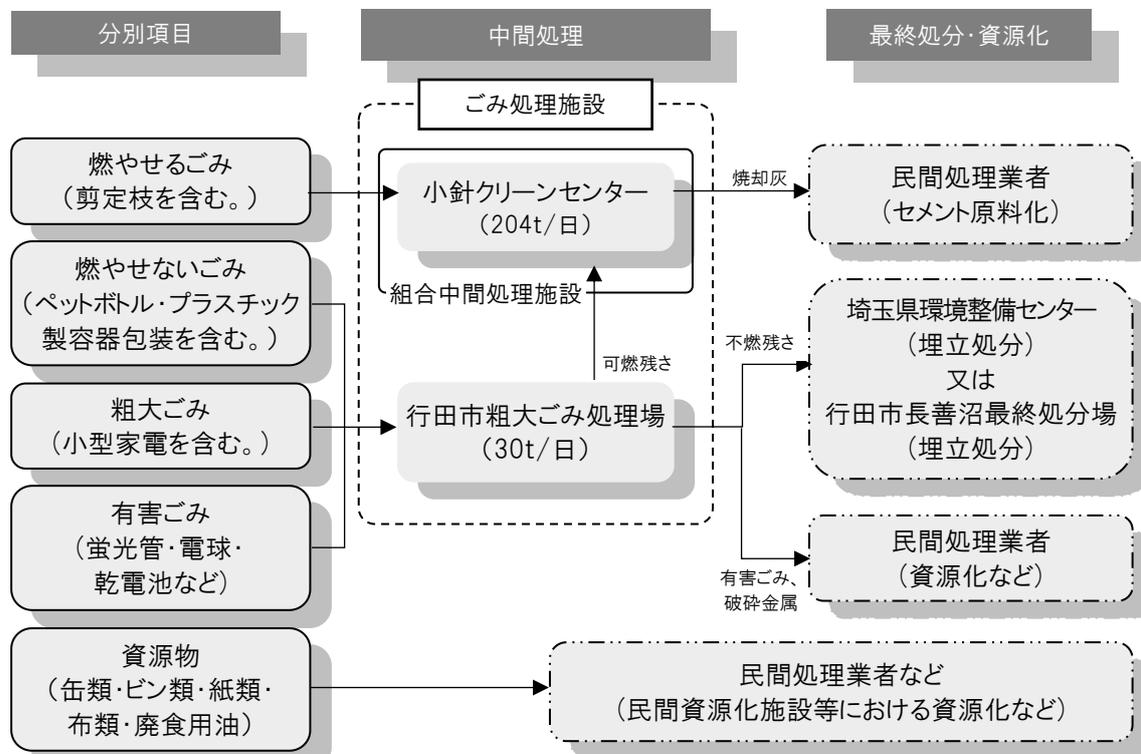


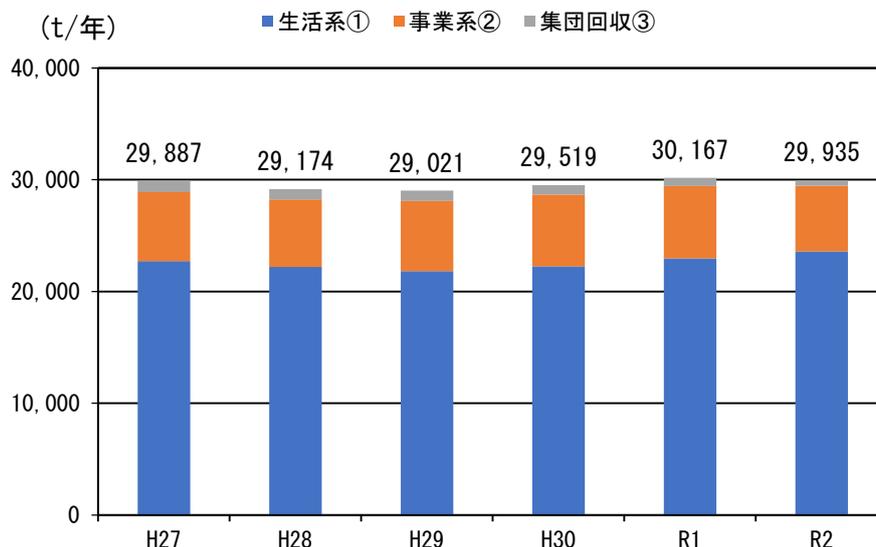
図 2-1 ごみ処理体制

2-3 ごみ処理の実績

(1) 年間排出量の推移

本市のごみ総排出量の推移を図 2-2 に示します。

ごみ総排出量は、平成 27 年度では 29,887t ですが、令和 2 年度には 29,935t となり、48t (0.2%) 増加しています。ごみ総排出量は概ね横ばいですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 2 年度は生活系ごみが増加、事業系ごみが減少しています。



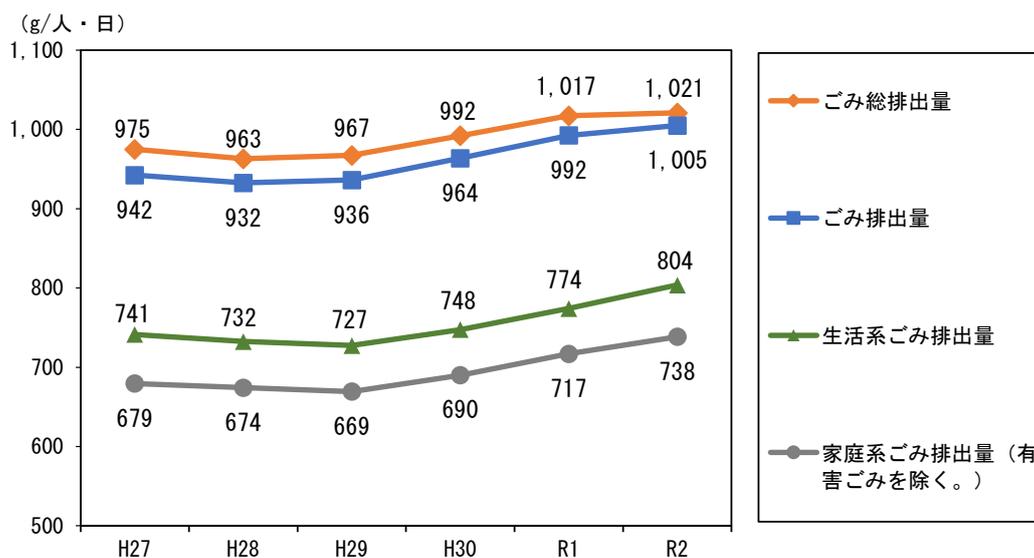
出典：一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度～令和元年度）（埼玉県）
一般廃棄物処理実態調査（令和 2 年度）（環境課資料）

図 2-2 ごみ総排出量の推移

(2) 一人 1 日当たりの排出量

本市の一人 1 日当たりの排出量を図 2-3 に示します。

一人 1 日当たりのごみ総排出量は、平成 27 年度では 975g ですが、令和 2 年度は 1,021g となり、比較すると 46g/人・日 (4.7%) 増加しています。



出典：一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度～令和元年度）（埼玉県）
一般廃棄物処理実態調査（令和 2 年度）（環境課資料）

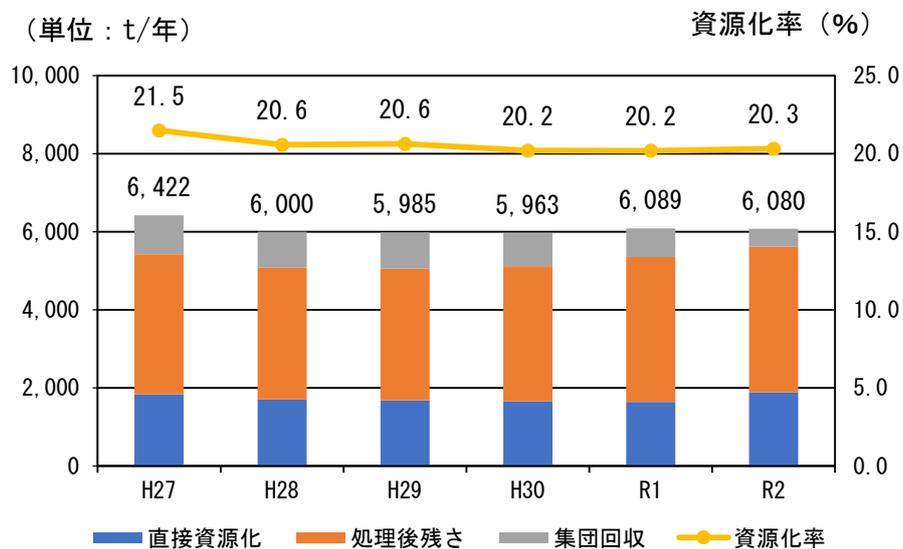
図 2-3 一人 1 日当たりのごみ排出量の推移

2-4 ごみ減量化及び資源化の状況

本市の資源化状況の推移を図 2-4 に示します。

資源化量は、平成 27 年度では年間 6,422t ですが、令和 2 年度は年間 6,080t となり、比較すると 342t/年（5.3%）減少しています。

資源化率は、平成 27 年度では年間 21.5%でしたが、令和 2 年度は年間 20.3% となり、比較すると 1.2 ポイント減少しています。



出典：一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度～令和元年度）（埼玉県）
 一般廃棄物処理実態調査（令和 2 年度）（環境課資料）

図 2-4 資源化状況の推移

2-5 中間処理施設及び最終処分施設の概要

本市のごみを処理している中間処理施設（小針クリーンセンター及び行田市粗大ごみ処理場）及び最終処分施設（行田市長善沼最終処分場）の概要を表 2-2 に示します。

表 2-2 ごみ処理施設の概要

名称	区分		内容
小針クリーンセンター	ごみ焼却施設	所在地	埼玉県行田市大字小針 856 番地
		施設所管	彩北広域清掃組合
		施設規模	204 t / 日（102 t / 日 × 2 基）
		竣工年月日	昭和 59 年 8 月
行田市粗大ごみ処理場	破碎・選別施設	所在地	埼玉県行田市大字小針 800 番地
		施設所管	行田市
		施設規模	30 t / 日
		竣工年月日	昭和 56 年 3 月
行田市長善沼最終処分場	一般廃棄物 最終処分場	所在地	埼玉県行田市大字荒木 1265 番地
		施設所管	行田市
		処分場面積	2,584 m ²
		竣工年月日	平成 8 年 3 月

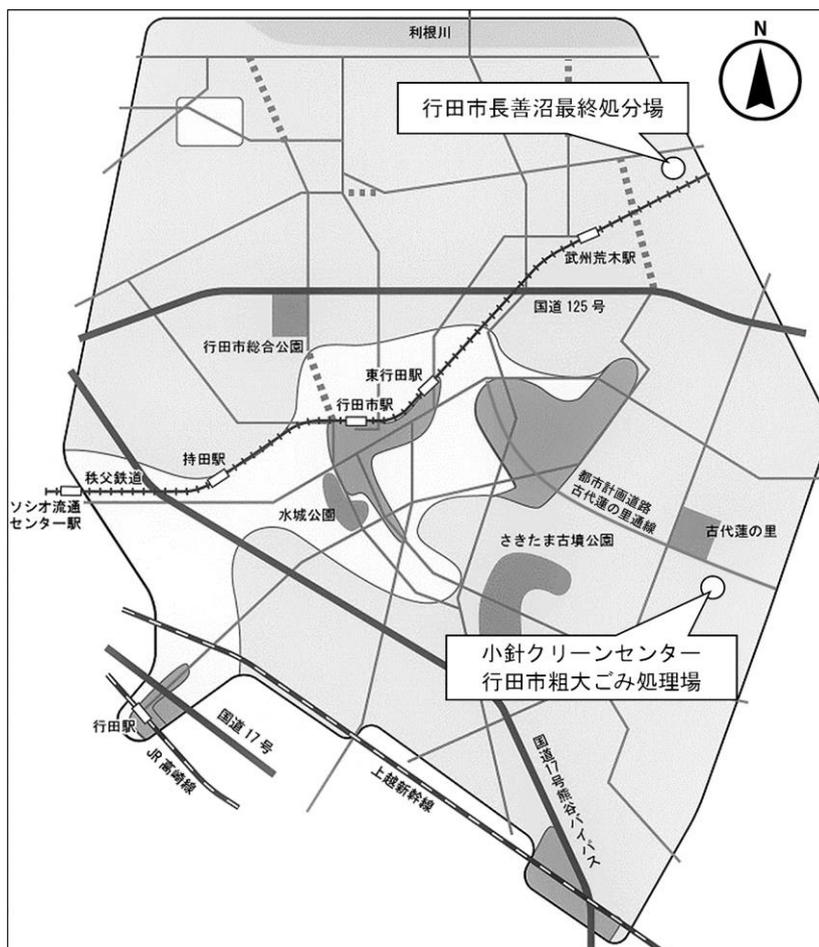


図 2-5 施設の位置（中間処理及び最終分場）

2-6 ごみ処理の課題

(1) ごみの減量化及び資源化

本市の一人1日当たりのごみ総排出量、生活系ごみ排出量及び家庭系ごみ排出量は、埼玉県全体と比較して多くなっており、ごみの減量化が必要です(表2-3参照)。

また、資源化率についても埼玉県の平均値を下回っており、更なる資源リサイクルの推進に取り組む必要があります。

表2-3 一人1日当たりの排出量の比較

項目		行田市	埼玉県
一人1日当たりのごみ総排出量	(g)	1,017	862
一人1日当たりの生活系ごみ排出量	(g)	774	625
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(有害ごみを除く。)	(g)	717	528
資源化率(集団回収を含む。)	(%)	20.2	23.7

出典：一般廃棄物処理事業の概況(令和元年度)(埼玉県)

(2) 収集及び運搬

整備を進めている新たなごみ処理施設の処理対象物(表4-2参照)などに対応するため、本市のごみ収集・運搬体制全般について見直しが必要です。

(3) 中間処理及び最終処分

行田市粗大ごみ処理場(昭和56年3月竣工)及び小針クリーンセンター(昭和59年8月竣工)は、施設の老朽化が著しく更新の時期が迫っていますが、施設が更新されるまでは、適正な維持管理を継続することが必要です。

また、行田市長善沼最終処分場は、引き続き周辺環境に配慮した適正な管理が必要です。

(4) 廃棄物処理の費用負担

本市の一人当たりのごみ処理経費は、埼玉県平均と比較して安くなっていますが、今後、新たなごみ処理施設の整備や分別収集・資源化などにより、経費の増加が見込まれるため、費用負担の軽減に向けた取組みが必要です。

(5) その他の課題

本市では、ごみ処理行政を推進するため、次に掲げる事項についての取組みが必要です。

- ごみ処理広域化の推進に向けた羽生市との連携
- ごみの不適正処理や不法投棄の防止
- 自力でのごみ出しが困難な高齢者世帯などへの対応
- 市民団体などによる活動への支援
- 災害時における廃棄物処理への対応

2-7 ごみ処理の方向性

(1) ごみ処理の広域化

本市では、新たなごみ処理施設の整備に向けた基本的な方針を整理するため、令和2年度に策定した「行田市ごみ処理基本構想」において、ごみ処理の広域連携を進めている羽生市と共同で施設整備を行う可能性について検討し、令和3年3月に「行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意」を締結しています。また、同年6月には「行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会」を設置し、両市による一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の共同整備に向け、一部事務組合を設立し、事業を推進することで合意しています。

(2) ごみの減量と4R活動の普及促進

家庭から排出されるごみの減量や分別収集の徹底を図るとともに、地域が主体となる資源回収などリサイクル活動を推進します。また、ごみになるものは断る（リフューズ）、ごみを少なくする（リデュース）、再使用する（リユース）、資源として再生利用する（リサイクル）4R活動の普及促進を図ります。

(3) プラスチック類の資源化

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化への対応として、国内におけるプラスチックの資源循環をいっそう促進する重要性が高まっています。このような中、令和3年6月にはプラスチック資源循環促進法が公布され、多様な物品に使用されているプラスチックについて、包括的に資源循環体制を強化することとされています。

このため、国の具体的なプラスチック資源化の方向性が定まった段階で見直すことは必要ですが、過渡期である現状を踏まえ、プラスチックの資源化については以下の方向性を示します。

① ペットボトル

ペットボトルについては、国内のマテリアルリサイクルルートが確立しているため、現在の燃やせないごみから資源物に分別区分を変更し、資源化率の向上と家庭系ごみの減量に努めます。

② プラスチック製容器包装及び製品プラスチック

プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては、暫定的に新ごみ処理施設において、現在の燃やせないごみから燃やせるごみに分別区分を変更し、サーマルリサイクル（焼却処理による熱エネルギー回収）で対応します。

なお、プラスチック資源循環促進法の施行に伴う国の動向を注視し、必要な対応を取ることとします。

(4) 剪定枝の資源化

本市の特徴の一つとして、屋敷林が多く、焼却ごみの組成値でも過去5年間平均で約10%を木・竹・わら類が占めています。また、これらの排出方法は、小針クリーンセンターへの直接搬入によるものが多く見受けられます。この直接搬入分の剪定枝を資源化することにより、資源化率の向上とごみの減量化が期待できます。

3 計画の基本方針

3-1 基本理念及び基本方針

本計画では、一般廃棄物の適正な処理を推進するために目指すべき方向として、基本理念を掲げ、この基本理念を実現するため 4 つの基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

市民、事業者及び市がともに力を合わせ
環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまち

【基本方針】

基本方針 1 ごみ減量化の推進

ごみになるものは断る（リフューズ）、ごみを少なくする（リデュース）、再使用する（リユース）、資源として再生利用する（リサイクル）の 4 R を推進し、ごみの減量化を図ります。

基本方針 2 ごみ処理サービスの向上

新しいごみ処理ルールを検討にあたっては、ごみの排出者である市民の目線に立ち、適切なごみ処理サービスの向上を図ります。

基本方針 3 ごみの適正処理

ごみの分別処理の徹底によりリサイクルを推進するとともに、環境負荷の低減を図ります。また、ごみ処理施設の適正な運転管理を行います。

基本方針 4 ごみ処理の費用負担軽減

ごみの減量化・資源化、収集・運搬、処理などの廃棄物処理システム全般にわたって、ごみ処理の費用負担軽減を図ります。

3-2 減量目標

本計画の減量目標を表 3-1 に示します。

本計画では、循環型社会の形成を目指し、県の減量目標を参考に、分別区分の見直しや施策の推進を見据えた以下の減量目標値を設定します。

表 3-1 減量目標値

指 標		対象ごみ	数値目標（基準年度比削減量）
①	一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ (有害ごみを除く。)	目標年度 : 530g (R18(2036)) (R2 比約 208g 減)
②	事業系ごみ排出量	事業系ごみ	目標年度 : 15%減 (R18(2036)) (R2 比)
③	一人1日当たりのごみ総排出量	生活系ごみ ^{※1} 、事業系ごみ、集団回収	目標年度 : 884g (R18(2036)) (R2 比約 137g 減)

※1：生活系ごみは家庭系ごみ＋資源物

3-3 将来のごみ処理体制

本市及び羽生市で整備する新たなごみ処理施設の稼働後のごみ処理体制を図 3-1 に示します。

新たなごみ処理施設として、燃やせるごみを処理する「ごみ焼却施設」、燃やせないごみ及び粗大ごみを処理する「粗大ごみ処理施設」、剪定枝を資源化する「剪定枝資源化施設」、資源物や乾電池、蛍光灯などの有害ごみ及び小型家電などを保管する「ストックヤード」を整備します。

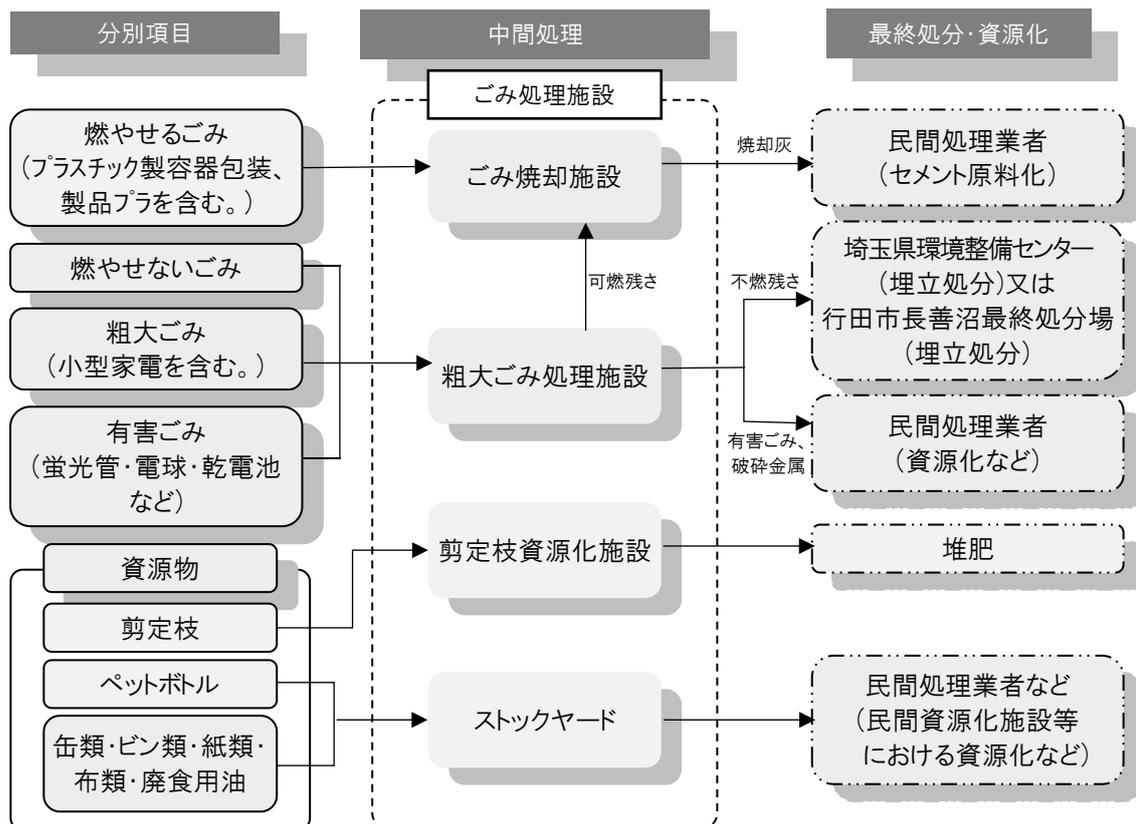


図 3-1 将来のごみ処理体制（新たなごみ処理施設の稼働後）

4 施策

4-1 施策の体系

本市が実施する施策を次の4つの体系に整理し、推進します。

I 排出抑制及び資源化計画

1 排出抑制

- (1) ごみ出しルール、分別ルールの周知と遵守
- (2) 食品ロス対策の推進
- (3) 詰め替え商品の選択、マイバッグ運動、簡易包装などの推進
- (4) 生産工程や流通過程で発生する廃棄物の抑制
- (5) できるだけごみが出ない製品の開発
- (6) 事業者の排出者責任、適正排出の徹底
- (7) 4Rと循環型社会に関する周知徹底

2 資源化

- (1) ごみや資源の分別の徹底
- (2) 集団回収や店頭回収の利用促進
- (3) リサイクルショップやリサイクルマーケットの利用による不用品や再生品の利用拡大
- (4) 各種リサイクル法に基づくリサイクルの実施
- (5) 再生品や再生資材の利活用の推進
- (6) 再資源化しやすい製品の開発
- (7) 直接搬入された剪定枝及びペットボトルの資源化
- (8) 家庭用生ごみ処理機器の購入費の補助
- (9) 廃食用油のリサイクルの推進
- (10) 廃家電のリサイクルに関する普及啓発
- (11) 家庭系ごみを入れる袋の透明化

II 収集及び運搬計画

- (1) ペットボトルの分別収集の推進
- (2) 新たなごみ処理施設への対応として、分別品目の変更とごみ収集体制全般の見直しを実施

III 中間処理及び最終処分計画

1 中間処理施設

- (1) 令和9年度（2027年度）稼働開始を目標に新たなごみ処理施設を整備
- (2) 新たなごみ処理施設の稼働後は、施設の種類ごとに処理対象物の処理を実施
- (3) 新たなごみ焼却施設は、環境保全に十分に配慮し、ごみ発電など、創エネルギーの取組みを推進

2 最終処分計画

- (1) 周辺環境に配慮し、安全かつ安心して処分ができる体制を保持
- (2) 焼却処理後に発生する焼却灰の資源化の推進

IV その他必要と考えられる取り組み

- (1) 不適正処理や不法投棄への取り組み
- (2) 自力でのごみ分別が困難な高齢世帯などへの対応
- (3) 市民団体などによる活動の支援
- (4) 災害時における廃棄物処理への対応
- (5) 廃棄物処理の費用負担軽減
- (6) 廃棄物処理の有料化の研究
- (7) 廃棄物処理に伴うエネルギーの有効活用

4-2 排出抑制及び資源化計画

本市では、市民、事業者、行政（市）の三者が協働で4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組みます。

（1）排出抑制

市民

- (1) ごみ出しや分別のルールを遵守し、適正処理に努めます。
- (2) 生ごみの水切りを徹底し、生ごみの減量化に努めます。
- (3) 未利用食品や食べ残しなどによる「食品ロス」を削減するため、以下の取組みに努めます。
 - ① 食品の計画的な購入と消費に努めます。
 - ② フードドライブ（家庭で余っている飲食品を持ち寄り寄贈してもらい、生活に困窮している方や福祉施設、フードバンクなどに無償で提供する活動）に協力します。
 - ③ 宴会では、終了前の15分間を「食べきりタイム」として、残った料理を食べきります。
- (4) 日常生活において以下の取組みを行い、ごみの発生抑制に努めます。
 - ① 詰め替え商品を選ぶ。
 - ② レジ袋を断りマイバッグを利用する。
 - ③ マイ箸やマイカップを持参する。
 - ④ 過剰包装は断る。

事業者

- (1) 生産工程や流通過程において発生する廃棄物の抑制に取り組みます。
- (2) 製造業者は、消費後にできるだけごみが出ない製品の開発に取り組みます。
- (3) 小売業者は、簡易包装の実施やマイバッグ運動に取り組みます。
- (4) 食品関連事業者（食料品販売業者・飲食店など）は、食品ロスをできるだけ出さないよう、適度な分量による提供を心がけます。

行政（市）

- (1) 市民に正しいごみの出し方、分別方法、ごみ減量の手法などを伝えるため、ごみ収集車や情報機器を活用した周知方法を検討します。
- (2) 未利用食品や食べ残しなどによる「食品ロス」を削減するため、食品の計画的な購入と消費について、普及啓発を行います。
- (3) マイバッグ運動の推進による過剰包装の抑制と、レジ袋などを含む容器包装類の削減を推進します。
- (4) 事業者に対し、継続的に自己処理責任の徹底や現状把握の協力を要請します。
- (5) ごみ処理施設への搬入業者に対する適正排出の徹底を指導します。
- (6) 4Rと循環型社会に関し周知徹底を図ることにより、ごみ減量化を推進します。

(2) 資源化

市民

- (1) ごみや資源の分別を徹底するとともに、資源を出す際のルールやマナーを遵守します。
- (2) 集団回収や店頭回収を積極的に利用し、ごみの資源化の推進に努めます。
- (3) リサイクルショップやリサイクルマーケットなどを利用し、不用品や再生品の利用拡大に努めます。

事業者

- (1) 各種リサイクル法に基づくリサイクルを実施するほか、市と連携したリサイクルの仕組みづくりに取り組みます。
- (2) 食品関連業者は、食品リサイクル法に基づき、調理くず・残飯・賞味期限切れの商品などの削減やリサイクルに取り組みます。
- (3) 再生品や再生資材を利活用し、循環型社会の構築に貢献します。
- (4) 生産工程や流通過程において発生する廃棄物を抑制するため、再利用・再生利用に取り組みます。
- (5) 製造業者は、再資源化しやすい製品の開発に取り組みます。
- (6) 小売業者は、リサイクル品の取扱いに取り組みます。

行政（市）

- (1) 直接搬入された剪定枝及びペットボトルの資源化に取り組みます。
- (2) 家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化と資源化を図るため、家庭用の生ごみ処理機器の購入費を補助します。
- (3) 集団回収の支援促進により、4Rの普及啓発に努めます。
- (4) 不用品についての情報提供を行い、有効活用を推進します。
- (5) 市の事務事業において、再生利用品の活用に努めます。
- (6) 廃食用油のリサイクルを推進します。
- (7) 廃家電のリサイクルについて、普及啓発に努めます。
- (8) 資源物の店頭回収を促進します。
- (9) 分別による資源化の促進、異物の混入防止及び収集員の安全確保のため、家庭系ごみを入れる袋の透明化を図ります。

4-3 収集及び運搬計画

本市の収集・運搬体制は、新たなごみ処理施設の稼働までは、現在の分別区分や排出方法を基本としペットボトルについてはできるだけ早く資源化を推進します。

プラスチック・ビニール類及びプラスチック製容器包装については、暫定的に新ごみ処理施設において、サーマルリサイクル（焼却処理による熱エネルギー回収）で対応することとし、引き続き、資源化についての情報収集や検討を行っていきます。

なお、ごみ収集袋については、異物の混入を防ぐなどの目的から透明なポリエチレン製の袋などに変更します。

表 4-1 分別区分及び主な分別品目の変更概要

新施設稼働まで		新施設稼働後	
分別区分	主な分別品目	分別区分	主な分別品目
燃やせるごみ	生ごみ・紙くず・剪定枝（枝木）など	燃やせるごみ	生ごみ・紙くず・剪定枝（枝木）など
燃やせないごみ	プラスチック・ビニール類		プラスチック・ビニール類
	プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装
	金属・ガラス類・陶磁器類など	燃やせないごみ	金属・ガラス類・陶磁器類など
	ペットボトル		粗大ごみ
粗大ごみ	寝具・家具・小型家電など	有害ごみ	蛍光管・電球・水銀柱・乾電池など
有害ごみ	蛍光管・電球・水銀柱・乾電池など	資源物	ペットボトル
資源物	缶類・ビン類・紙類・布類・廃食用油など		缶類・ビン類・紙類・布類・廃食用油など
			剪定枝（直接搬入分）

4-4 中間処理及び最終処分計画

(1) 中間処理施設

① 新たなごみ処理施設

新たなごみ処理施設は、表 4-2 の施設の種類ごとに処理対象物の処理を行います。

表 4-2 新たに整備するごみ処理施設の概要

	施設の種類	処理対象物
1	ごみ焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみ（プラスチック・ビニール類、プラスチック製容器包装を含む。） 粗大ごみ処理施設からの可燃残さ し尿処理施設のし渣
2	粗大ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせないごみ（金属・ガラス類、陶磁器など） 粗大ごみ 有害ごみ ストックヤードからの処理可能なもの など
3	剪定枝資源化施設	<ul style="list-style-type: none"> 剪定枝（直接搬入分）
4	ストックヤード	<ul style="list-style-type: none"> 資源物（缶・ビン類、紙・布類、ペットボトル） 乾電池、蛍光管、電球、水銀柱及び小型家電 不法投棄物 など

② 環境保全・災害対応型施設の整備

新たなごみ処理施設は、環境保全に十分配慮した施設とします。

なお、ごみ焼却施設は、発電など創エネルギーの取組みを推進するとともに、災害発生時も継続して処理可能な施設として、地域の防災拠点の役目も果たします。

③ 施設整備スケジュール

令和 9 年度（2027 年度）稼働開始を目標に新たなごみ処理施設の整備を進めます。

表 4-3 事業スケジュール

事業	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	循環型社会形成推進地域計画の作成		■					
エネルギー回収等のための施設に関する事業								
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (ごみ焼却施設)					■	■	■	■
マテリアルリサイクル推進施設整備 (粗大ごみ処理施設・剪定枝資源化施設 ・資源物ストックヤード)					■	■	■	■
エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル処理施設稼働								■
施設整備に関する計画支援に関する事業								
施設整備基本計画策定業務			■					
生活環境影響調査業務			■	■				
PFI導入可能性調査業務			■					
技術支援・アドバイザー業務			■	■	■			

※DBO 方式での事業スケジュールを想定します。

(2) 最終処分計画

ごみの発生・排出抑制及び資源化の推進により処分量の削減を図りつつ、適正な最終処分を行います。

① 最終処分の方法

最終処分は、民間事業者へ委託処理することを基本とします。

なお、行田市長善沼最終処分場は、平成 19 年度以降埋立実績はありませんが、周辺環境に配慮し、安全に、かつ安心して処分ができる体制を保持します。

② 資源化の推進

現在焼却処理を行っている小針クリーンセンターでは、焼却処理後に発生する焼却灰をセメントの原料として資源化しています。新たに整備するごみ焼却施設においても、発生する焼却灰の資源化を推進します。

行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発行年月：令和4年3月

発行：行田市

編集：行田市環境経済部環境課

〒361-0031

埼玉県行田市緑町13-12

電話 048(556)9530

FAX 048(553)0792

URL <https://www.city.gyoda.lg.jp>